

大学の「構造改革」政策と産官学連携

—大学と産業の連関構造の観点から—

池内正史

はじめに

本稿は、昨今の「大学改革」政策、及びそれを通して構築されつつある産官学連関構造の新段階の考察・分析を課題とするものである。

2001年6月11日、小泉内閣の下に設置された経済財政諮問会議において、「大学の構造改革の方針」（以下、遠山プラン）が公表された。遠山文部科学相は席上、この方針の趣旨に関し「この会議が、人材育成と科学技術振興への投資を重視している点を高く評価。経済再生を初め、我が国の発展に結び付くよう、投資対象となるべき大学は創造的人材育成と、研究開発の役割をしっかりと果たすべき」であり、「全体を一言で言えば、要は世界で勝てる大学というのをつくっていくということ」(1)と説明を加えている。大胆な改革プランの提示に対し、社会的な注目も高いと言えたが、ややもすれば「構造改革」という言葉の持つイメージが先行している感を拭うことはできない。そうした中、この遠山プランをめぐる、「各提案の裏に共通分母として存在するのが『産学連携』というキーワード」であり、そこで期待されているのは「産学連携・技術移転を介し、大学がよりアクティブに社会に貢献」することだという指摘がある(2)。「大学を起点とする日本経済活性化」を掲げる遠山プランを見ていく際には、この「産(官)学連携」や「技術移転」という改革の柱となる動向を把握することが欠かせないのではないだろうか。

しかしながら、このような近年における産官学連携や技術移転の推進に対する分析的な指摘

は、これまでに必ずしも十分なものではなかったといえる。1998年の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学等技術移転促進法）」の制定・施行などをはじめとした、一連の産官学連携に向けた立法・行政措置を受け、制度的にも実体的にもその進行は急速なものとなっている。だが、これらの動向を伝える内容の多くは、たとえば「科学技術の振興、経済・社会の発展、教育・文化の向上等に関連し、大学の学術研究に対して、産業界等社会の各方面から、具体的な諸課題の解決等のため多様な期待と要請が寄せられており」(3)といった産官学連携の推進を所与の前提とした「解説・ガイドライン」、もしくは「『社会に開かれた運営システム』は、学を特定の企業利益や国家目的遂行に積極的に奉仕させるものとして機能する懸念をはらんでおり、これが、2001年6月に文部科学大臣から提示された『大学を日本経済活性化の起点』とする産学連携の政策と結合して展開すれば、その危惧は一層憂うべきものとならざるをえない」(4)といった一般的な批判等によって占めているのである。

以下、第一節では、遠山プランの背景と内容等に関し、それが経済産業省による政策提示への直接的な応答であるという点を明らかにしながら、産官学連携への国家・産業界の課題意識を見ていくことにする。第二節においては、産官学連携の「先進国」であるアメリカの状況と比較しつつ、日本における産官学連携の経過と現段階、ならびにその政策的方向性について考察する。

1. 「産官学総力戦」に向けた遠山プラン

(1) 遠山プランと「平沼プラン」

遠山プランは、経済財政諮問会議という場における産業政策・雇用対策という角度からの「構造改革」という趣旨を鮮明にしたものであったがゆえに、「大学改革」をめぐる状況に一石を投じるという強いインパクトを持ち、またそこに備わる質は、内容・形式・手法のすべてにおいてかつてない新しいものとなっている。以下、産官学連携を基調とした、その特徴に踏み込んでいきたい。

遠山プランの構成は、「大学の構造改革の方針」という大きく三項目からなる本文、ならびに「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」と銘打たれた添付図表というものである。本文における大項目としては「国立大学の再編統合を大胆に進める」「国立大学に民間の発想の経営手法を導入する」「大学に第三者評価による競争原理を導入する」の三点が挙げられ、それぞれに「スクラップ・アンド・ビルドで活性化」「新しい『国立大学法人』に早期移行」「国公私『トップ30』を世界最高水準に育成」といった目的・方法にあたる項目が対応せしめられている。さらに添付された図表では、「日本経済活性化」を端的な切り口とした、改革の骨格からその方向性・具体的方策に至る内容の全面展開がなされている。

政策意思形成に至る論議の過程や背景への言及の一切を省略し、いわば政策スローガンとそれを裏付けるプログラムのみをむき出しに提示するというプランの構成・内容は、まず一見して大きな違和感を禁じ得ないものと言わなければならない。たとえば、臨教審の直後から90年代にかけての大学審議会主導による「大学改革」が、「答申、即政策化」という手法を導入した点において特徴的であり、「改革」の進行

をめぐるのは「協賛グループは別としてその過程に関与する機会はなくなり」、「矢継ぎ早に提出し続けてきた答申や報告に対して公共的論議を組織することへの無力感、あるいは批判的精神を働かせることへの意欲喪失感を形成し醸成せしめてきた」(5)という重要な批判的指摘がなされてきた。そうした傾向の先に、今、遠山プランが、審議会答申等にすら直接の根拠を持たない中での政策プログラム化という新たな手法を採り、これに「大学改革」のゆくえが深く規定されようとしていることの問題性は、ここに明確に指摘しておきたい。

ところで、経済財政諮問会議の経緯をみていくならば、この遠山プランの唐突な登場は、実際はその直前に公表されている平沼経済産業相による「新市場・雇用創出に向けた15の提案(平沼プラン)」への直接的な応答としての位置づけを持つことが明らかとなる。平沼プランとは、「イノベーションの基盤整備」「戦略基盤・融合技術分野への重点投入」「開業創業倍増プログラム」「能力開発、外部技能形成システムの整備」の4項目を大学を対象として列挙するものであった。これを要約すれば、「『学』から『産』への技術移転戦略の構築」をはじめ、そうした移転の対象となる「環境、バイオテクノロジー、情報通信、ナノテクノロジー・材料などの重点戦略分野」への国家による競争的資金の導入、さらには「『大学発』のベンチャー企業を3年間で1000社にすることを目標」とし、そのための「産学官の広域的な人的ネットワーク」をつくる等といったものであり、「学」における研究や技術開発から、その「産」への移転・流通、さらには大学(教員)自身へのベンチャー起業におけるイニシアティブ発揮への期待など、そこでは大学の機能を多面的に把握した上で、産官学の有機的結合のもとに位置づけなおし構造化することが目指されている。「産官学総力戦」という強い調子の言葉をも用い、

「経済再生」のための戦略的課題の中軸に「大学改革」と産官学連携を位置づけた同プランには、個別省庁間における政策的結びつきというレベルを超えたトータルな国家政策としての重心が置かれていると言っても過言ではない。遠山プランにおける、「10年間で特許取得件数を100件から1500件に」、「特許の企業化を5年で70件から700件に」、「日本版シリコンバレーを10年で全国10ヶ所以上創出」等々、「大学発の成果の産業化の目標」といった定量的目標の提示という、従来とは明らかに異質な手法も、こうした国家政策の次元における戦略的な連携に対応するものといえよう。

(2) 「産官学総力戦」体制に向けた課題意識

遠山プランと平沼プランの一体的性格、すなわち産業経済政策と文教・科学技術政策の密接化という傾向は決して一過性のものではなく、経済再生に向けた国家の戦略基調としての産官学連携の位置づけを明らかにするものである(6)。このような状況認識、ならびに政策的対応は、産官学の連携を急速に推進せしめた1980年代初頭以降のアメリカと酷似している。そうした意味では、産官学連携はおよそ20年の時を経た、アメリカの”後追い”的動向としても見るができるわけで、そのあたりの点については、後に触れたい。

ところで、かかる「産官学総力戦」体制づくりにむけた起動力である、産業界の現状認識・意向に関し、ここではその主要なものとして、経済団体連合会からこの間相次いで出された意見書を参照していこう。

たとえば遠山プランと同じく、2001年6月11日には、経団連意見書「科学技術戦略の変革に向けて」が公表されている。この意見書は、日本の産官学の関係の現状を「米国では、大学が国の競争力向上に大きく貢献しているが、わが

国では、産学官の連携が必ずしも十分に行なわれておらず、産学官の連携の差が競争力格差の原因の一つとなっている。国際競争力の観点から、産学官連携の推進に積極的に取り組む必要がある」と捉えた上でのものである。

ここでの産業界の課題意識を整理するとどのようになるだろうか。もちろん、たとえば「ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料」等の重点研究分野の列举といった部分は、産業経済構造上の転換と国際競争に向けた課題を直接的に示している。その上で、こうしたレベルの記述以上に意見書のポイントとして注目されるべきなのが、具体的な産業的要請の流通の前提となる産官学関係の構造の変化に向けた志向である。たとえば、研究の「実用化」(＝技術移転)を介した産官学連携のあり方をめぐり、「わが国の大学が企業にとって魅力的なパートナーとなるためには、まず、実用化を踏まえた世界トップレベルの研究を増やすことが必要と思われる。その上で、大学発のベンチャーの創出などを通じて、積極的かつ組織的にその成果を実用化段階へ橋渡ししていくことが期待される」とある。これは研究の実用化という「橋渡し」によって生じる産学間の関係のダイナミズムの形成に向けた課題意識の現れというべき部分であり、先に挙げた平沼プランにおける連携のビジョンとも一致するものである。また、かかる構造再編への志向が、それに適合する主体のあり方として「知的財産戦略」をもとに説かれているのが、「特許の取得体制が整っている大学、研究室に対して、競争的資金の配分を厚くし、研究が特許取得につながるようにするとともに、採用にあたって前職で得た機密情報の使用を禁止する条項を雇用契約に盛り込むなど、人材の移動に伴う機密情報の取り扱いについてのルールを明確化すべきである」といった記述ということになる。

もとより、この6月意見書は2002年度の国家

予算編成を視野に入れて公表されたものであり、以上のような課題意識は、「国際競争力強化に向けたわが国の産学官連携の推進 ～産学官連携に向けた課題と推進策～」(2001年10月16日)においてより鮮明となっている。そこにおいて重要なキーワードとして登場しているのが、産学官連携に向けた大学側の「インセンティブ」である。この「産学官連携が正当に評価されるシステムの構築」という文脈上での「インセンティブ」の強調は、企業にとっての魅力ある大学像の提示から更に踏み込んだ地点において、大学側の”主体的・自律的”な連携への関与を構造的に成り立たしめる方策を課題として浮上せしめるものとなっている。そこでは端的に言って、産業的要請と大学の〈自律性〉の間の実体的な境界・区分の消滅がすでに自明の前提とされた上で、その分離よりもむしろ連関・結合という角度から、これを積極的に、徹底して位置づけることが可能であり、かつ必要であるという認識が示されているのである。こうした「大学支配をめぐる『同意と強制』のメカニズム」(7)に対し、大学やその構成員による、状況を対象化し、それに安易に身を委ねることをよしとしない実践というものが、これまでに必ずしも十分であったとはいえない。かつての産学協同批判の論理と実態を“いわれなき不幸な関係”と総括し、「連携」による大学の自律性の強化を唱える産官の主張に、むしろ大学・大学構成員が主体的に乗りかかるという状況の進展が、ここでは「連携」のさらなる推進の根拠とされてしまっているといえるだろう。

たとえば10月意見書では「産学官連携についての総論および個別の問題点についてはすでに出尽くし、政府による各種施策やTLO等の設置も進みつつある」としながら、にも関わらず、依然として「わが国の大学と企業間の本格的な共同研究・受託研究等の件数が大幅に増加するまでには至っていない」のはなぜかという問題

設定がなされている。ここで問われているのは、実際の件数の増加が小幅か大幅かということよりも、むしろ産学間における連携のインセンティブをより一層昂進せしめ、再生産し続ける構造とはいかなるものかということであり、技術移転や実用研究それ自体を可能とする法制度的な整備については一定軌道に乗りつつある中で、焦点はすでに「知的財産戦略」をめぐるゲームにいかにして大学・研究者を能動的に参加せしめるのかという点に移行しつつあるとあってよい。その上での当面の具体的課題とされるのはやはり、「知的財産権の扱いと明確な契約関係の構築」であり、そうした機能的要請への処方箋は、産業との関係においては「知的財産」を大学(技術移転機関=TLO)への一元的帰属のもとに置くこと、あるいは大学内部をめぐるのは、「能力主義・業績主義による採用、評価と処遇を進めることにより、競争原理を導入」、「実用化につながる研究分野、あるいは、そのみを使命とする大学においては、教授等の給与を固定給+成果給とし、柔軟な給与体系とすべきである」といった記述さえなされているのである。

このような評価とインセンティブの重層的な網の目に、すべての大学およびその構成員が“主体的・能動的”にからめとられ、秩序づけられるといった構図は、まさに知的なディストピアとでもいうよりほかはない。

結局のところ、産学官連携・技術移転をめぐるインセンティブの強化とは、産業主義的な構造化圧力の増大にほかならず、それは遠山プラン公表直後の中教審・大学部会の「コンセンサス」とされる次のような発言にも端的にしめされていよう。「かなりコンセンサスに近いものは、改めて大学を差別化するというをはっきり言うということである。これまであらゆるこういう文部科学省関係の会議で多様化と言って、内心じくじたるものがあって・・・(略)

この際はっきり差別化だと言ってしまうということは一つのステップだと思う(8)。「差別化」を当然とするような、かかる構造—主体化のベクトルは、国家と資本による明らかな支配と従属の一層の強化へと向かいつつある。それが、臨教審以降の「多様化」「個性化」の帰結であり、大学の自律性の向上として推進されてきた道筋である以上、もはや「学問・研究の自治」をめぐる真偽性を単純に云々することに政策対抗的な位置づけが失われつつあるのであり、そうした中であるからこそ、かかる評価論やインセンティブ論による囲い込みに対峙しうる新たな対抗軸が真剣に問われるのではないか。産官学連携と技術移転の新段階を、構造と主体をめぐる状況として示せば以上のような指摘が可能だろう。

2. 産官学連携の新段階と技術移転の構造

(1) アメリカにおける「バイ・ドール法」の成立と産官学連携

日本における、今日の産官学連携への期待感、あるいはそれに基づく政策展開とは、上述のように、基本的にはアメリカにおける90年代の産業・経済再生の動向を踏まえたものである。政府による「経済戦略会議」や「産業競争力会議」の設置といった動きも、それぞれアメリカにおける「大統領諮問委員会」や「産業競争力委員会」の存在を念頭に置いている。そうしたことを踏まえ、ここでは、アメリカにおける経済・産業再生のカギとなった、産官学連携・技術移転の経緯についてみていきたい。

近年のアメリカにおける産官学連携—技術移転が本格化する画期となったのが、1980年の「バイ・ドール法(統一特許法)(9) (Bayh-Dole Act)の成立である。

バイ・ドール法とは、一言で言えば、政府資金に基づいて補助・委託された研究開発の結果として生まれた技術に関して、大学がその特許の推定所有権者になれるとした連邦法である。バイ・ドール法成立以前は、研究・発明をめぐる一般的状況として、連邦政府の研究開発資金提供によって生まれた特許に関し、それがすべて連邦政府の所有と扱われるべき (Title policy) か、民間事業者の所有とされるべき (Licence Policy) か、連邦政府部内においてすらその扱いに整合性が存在しなかった(10)。

他方、大学をめぐるのは、第二次世界戦争後の連邦政府による大学資金負担の増額、特にNIH(国立衛生研究所)、NSF(全米科学財団)等を介した資金提供スキームの確立、さらにはその後「スプートニクショック」を経た「アポロ計画」等の国家プロジェクトとの関連における大学での科学研究に対する連邦政府の助成金の急速な伸張という経過があり、そうした中で「政府の支援を受けた研究から生まれた技術は、合衆国政府が所有権者と推定」(11)とされていた。法制定に向けた議会レベルでの調査からは、当時の連邦政府が保有する2万8千件の特許のうち実際にライセンスされていたのはわずか5%未満であり、他方で連邦政府資金による研究プロジェクトの契約者に権利取得を認めた場合は、30%の割合でライセンスがおこなわれたという事実が報告され、経済活動からの税収の増加を見越すという論理の下に、国家への直接のライセンス収入は一切もたらさないこととされたのである。後の1984年には、ライセンスをめぐる中小企業の優先措置の撤廃や関係省庁の商務省への一元化という改正が加えられたが、このバイ・ドールシステムは現在まで基本的に引き継がれてきている。

バイ・ドール法は、アメリカの産業の国際競争力低下がまさに“懸念”されつつある時代状況において成立したのであり、それはまた、進

学予備軍となる18歳人口の減少や公財政支出の削減圧力という、大学“黄金時代”の終焉という1970年代末以降の状況と結びつきつつ、アメリカにおける産官学連携の画期としての役割を果たしたといえる。従来であればパブリック・ドメイン（公有）とされていたアイデアによる、特許—事業化の動きが急速に進められ、そうした技術移転を通じた産業力の強化が、産官学連携という国家政策として大きく位置づけられたのである。そうした技術移転の活発化は、次のような変化を大学にもたらしたとされる。「これ（技術移転—筆者注）は新たな研究費やライセンス料を、大学にもたらすもので、産業界と提携するための好機であると（大学側は—筆者注）捉えた。大学は独自の特許方針を構築し始めたが、そのほとんどは教授／発明者個人と将来のロイヤリティを配分した。80年代中までに、多くの主要大学が特許権やライセンスの方針、つまり、技術移転ポリシーを整備するようになり、リエイゾン・オフィサーを設け、産学連携の仲介を果たすようになった。こうして、企業や一般社会に対する特許権の開示は飛躍的に増大した」(12)。

このように大学における研究成果・発明を特許で保護し、ライセンスするという技術移転の機能を専門的に担う機関が大学TLO（Technology Licensing Organization）であり、バイ・ドール法のもと、現在では、全米で200機関以上が存在している。

ところで、バイ・ドール法の成立とTLOの設置のみが、技術移転の進展を生じせしめた要因というわけではないという観点からの、いわば“米バイ・ドールシステムの20年”への検証・評価として次のような指摘がなされている(13)。すなわち、①ライセンス収入の見込まれる特定分野（アメリカの場合は、バイオテクノロジー）への政府による研究開発投資の集中②大学側による企業へのマーケティング重視の姿勢への転

換、といった方策がその後に模索されはじめることとなるという意味での、「意識改革」の契機としてバイ・ドール法が位置付いたのであり、上に挙げた法成立以降のプロセスを抜きに、今日の状況は語り得ないというものである。

このようなプロセスは、別の角度から見れば、次のような様々な否定的事態も併せ持つものである。たとえば、技術移転の成功例とされる大学においても、ライセンス収入をバイオテクノロジー等の特定分野における少数の発明に依存していること(14)、他方での必ずしも特許化が必要ではないソフトウェア等の特許化、そして研究ツールの特許化による他者による研究の進展の阻害といった事態である。これらは「知識の商品化」やそれによる「アカデミック・キャピタリズム」ともいわれる徹底した傾向の“一人歩き”が、バイ・ドールシステムの導入にとまなう不可避的な弊害であることを示している。

バイ・ドール法成立後のアメリカの状況は、以上を見ても分かるとおり、必ずしも技術移転の単線的な“発展・成功”の過程のみを示しているわけではない。日本における動向と照らし合わせるためにも、「アカデミック・キャピタリズム」による大学の変容へのより詳細な検証・評価の作業が必要とされていよう。

（2）日本における産官学連携の新段階

1節において指摘したように、すでに日本においてもTLOの国家による設置促進をはじめとして、技術移転の推進を核心とした産官学連携体制の確立が、政策化による法制度の整備という面では急速に現実化されてきている。1998年の大学等技術移転促進法、99年の産業活力再生特別措置法、2000年の産業技術力強化法の成立といった動向がそれにあたる。あるいは2001年の省庁再編・文部科学省設置を受けた新生中教審・大学分科会においては、知的基盤の整備

を当面のテーマとして活動する科学技術・学術審議会との間で「大学改革連絡会」が横断的に発足し、分科会全体の論議を中心的に牽引するに至っている。

大学等技術移転促進法から産業活力再生特別措置法へという流れをまとめれば、前者においては「応用開発目的の研究であって、国が特別の経費を措置した場合にのみ、国に発明に関する権利が帰属し、それ以外は原則として教官個人に特許を受ける権利が帰属し、教官個人が出願手続きを行う」旨を定めた、1978年の文部省通知「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取り扱いについて」を前提としながら、現実的には極少数にとどまる特許化を道づけるべく、大学TLOの設置に国家として援助をおこなう等というものである。これに対して後者は、国からの委託研究の結果生じる「知的財産権」をその設置者に帰属させるというものであり、TLOの位置づけをより明確化するという意味で“日本版バイドール法”(15)というべきものとなっているのである。

こうした流れからは、TLOの設置に見られる産官学連携・技術移転を可能とするいわばハード面での整備から、「知的財産権」をキーワードとするソフト面への移行という傾向が読みとれる。それは、上述のように、連携へのインセンティブをめぐる問題として捉えられる部分であり、アメリカにおいてもこれと同様の経過を辿ったとする、次のような指摘もある。「しかし、大学の目が外に向きはじめてきたこと、市場に対して自らを“開放”したことの意味は非常に大きかったと考えられる。どのような研究成果や技術が市場において付加価値を持つものとされるか、どのような方向で研究を進め、活用できるようにしていくかについての見方、価値観が合わなければ、実際に技術移転が行われ、経済活動で使用されるものとするのは難しい。1980年代は、産学間の“技術移転”の実現を

目指すこと、特に研究型大学を中心とした大学と産業界との間の共通の価値観を形成するための長い助走期間であったと言える」(16)。ここでは、内面的な「価値観」の共有に至る道筋の先に産官学連携の成功があるとされているわけであり、もはやセクター間の協同という次元とはかけはなれた産官学の“融合”とでもいうべき状況が明白に予見されているといっている。

今、産業主義と国家管理の双方の節合による支配の強化が、産官学連携といういわば“古くて新しい”大学支配の様式として立ち現れようとしており、そこでは評価とインセンティブの論理・構造が重要な機能を果たすであろうことはすでに述べてきた通りである。そのゆくえにある大学像といったものは現時点において必ずしも定かではないが、たとえばアメリカにおける「起業家的大学」以外の大学の衰微による大学間格差の拡大や、高等教育が才能の「吸い上げ機構」として整備されたことに表裏する「勝者」と「敗者」の区分の厳格化—ハイアラーキーな構造の強化など、大学社会の内部にとどまらない問題の浮上という事態は決して他人事ではない(17)。遠山プランにおける「スクラップ・アンド・ビルド」の表明を引き合いに出すまでもなく、そうした傾向が日本の大学をとりまく状況としても現れてくることは必至である。

このような産官セクターの構造的支配を自明のものとし、ない相対化の視座は、例えば学問・研究の価値普遍性に基づくスタティックな“大学の自治・自律”論を超えて、その存在のありようを社会的な矛盾・葛藤・闘争との関係性において不断に置き直す批判的営みに伴うかたちでしか成り立ち得ないだろう。それは産官学連携の推進が不可避的に促進するであろう様々な問題の顕在化にいかに向き合うのかという点において、〈わたしたち〉自身の課題意識として見定められていく必要がある。

おわりに

以上、本稿では、技術移転の推進を切り口とした産官学間の連携構造の再編という観点から、遠山プランにみられる現在の「大学改革」政策の新段階について分析・考察してきた。もとより、本稿は「産官学連携」という切り口から「大学改革」の現段階を論じたものであり、故に、「大学改革」の全体像との関係で言えば自ずと限定された内容の展開となった。そうしたことも含め、以下、本稿においては触れられなかった部分等、さしあたっての今後の課題を挙げておきたい。

第一に、いうまでもなく大学の役割・機能は、研究・技術開発のみにとどまるわけではなく、“人材育成”という側面も重要なものされている。そのような研究と教育の関係もまた、本稿でふれてきた産官学連携の構造化・制度化の圧力にさらされつつ、大学間とその内外を貫ぬく重層的で矛盾した絡み合いとして存在しており、安易な機能的整合性のもとに置かれることはありえない。かかる関係に着目し続けることは、大学における「知の制度化」へのミクロレベルからの批判的視座に関わる決して軽視できない課題である。

第二に、産官学連携の論理が、つまるところはグローバリゼーション下におけるナショナルな公共性の再構築を目指しているものである以上、そうしたイデオロギーに対する批判的検証がそれ自体としておこなわれる必要がある。たとえば産官学連携に関する政策文書における「競争」や「戦略性」といった言葉の氾濫は、マクロレベルにおいては公権力による直接的な公共資源の配分に正当性を付与するものであり、大学における研究・教育実践をも不断に規制し続けている。「研究・教育の自治」論を超えた、市民的・社会的な共同性の観点からのナシヨナ

ルな産業主義・国家主義批判は、依然として産官学連携を捉える重要な観点であり、そうした歴史的営為に学びたいと思う。

第三に、第二の点にも関わることであるが、“大学審議会の10年”ともいわれる、旧文部省主導による90年代の改革との関係において、今日の大学をとりまく状況をどう位置づけるのかという点である。臨教審以降の「大学改革」は、公教育のトータルな改革の一環として推進され、その変容は文部省自体の再編へと帰結したという状況がある。あるいは、国立大学の独法化に結局明確な結論を導き出すに至らなかった大学審が今日その活動を休止する中、本稿がテーマとした産官学連携の急速な進展とも連動しながら、文部科学省は「独法化推進」等に見られる明らかな政策転換をおこなってきている。そうした転換に関する洞察としては、2000年4月に新設された「大学評価・学位授与機構」による新たな支配の様式をめぐる次のような指摘がある。「設置者管理主義に基づく監督行政主体にとって替わり、第三者評価機関を媒介とした資金配分コントロール主体の下に大学を置くことによって、グローバリゼーションに対応するネーション・ステートとしての権力保持をあらためて図ろうとする国家戦略」というものである⁽⁸⁾。これら大学政策と国家支配に関する変容は、現在進行形の重要な焦点となっている。21世紀を直前にした、「新大学管理法⁽⁹⁾」体制というべき、政策・行政サイドにとって戦後に積み残されてきた課題の“一挙の解決”は、大学審議会による「改革」の最終的帰結であり、それらを条件とした「改革」推進の今日的な性格・位置づけといったものが明らかにされねばならない。以上の三点を、今後の課題として挙げておきたい。

注

- 1) 経済財政諮問会議（第10回2001.6.11）議事要旨。
- 2) 原山優子「遠山プランが投げかける問題」独立行政法人・経済産業研究所 http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a_01_0012.html
- 3) 国立大学等外部資金取扱事務研究会編著「大学と産業界との研究協力事務必携第二次改訂版」、ぎょうせい、1997年、「はしがき」より。
- 4) 日本科学者会議大学問題委員会『新しい「国立大学法人」像について（中間報告）』に対する意見 2001年10月29日。
- 5) 岡村達雄「大学審設置以後」（『変貌する大学シリーズⅣ 〈知〉の植民地支配』巨大情報システムを考える会編、社会評論社）1998年、140頁。
- 6) 産官学連携をめぐる文部科学省と経済産業省の接近をめぐるは、青木昌彦他編『大学改革 課題と争点』東洋経済新報社、2001年、を参照。
- 7) 岡村達雄「大学の現在」（『変貌する大学シリーズⅠ 不思議の国の「大学改革」』巨大情報システムを考える会編）社会評論社、1994年、22頁以下。
- 8) 中央教育審議会大学分科会／科学技術・学術審議会学術分科会大学改革連絡会・第2回議事録、2001年9月21日。
- 9) 「P.L 96-517 Patent and Trademark of 1980」
- 10) 坂田一郎、他編著『大学からの新規ビジネス創出と地域経済再生』財団法人経済産業調査会出版部、2001年、46頁。
「とはいえ、特許権の扱いをめぐるは・・・（略）航空宇宙局（NASA）は Title policy を、国防総省は License Policy を採用するなど、政府部内においてもその取り扱いには整合性がなかった」。
- 11) 同上、49頁。なお、NIHやNSF等のような機関の資金による研究開発は、バイ・ドール法成立以前から、大学による特許取得—企業へのライセンスが可能であった。ただし、現実的には、技術移転をスムーズに道づけ、なおかつ企業へのマーケティングをおこなうという今日の米TLOの存在なしには、活発な動きとは成り得なかったのである。
- 12) 同上
- 13) 西尾好司『米国における研究成果の実用化メカニズムの検証 —日本における産学イノベーションシステムの構築に向けて』富士通総研経済研究所、2000年 63頁以下。
- 14) ライセンス収入が大学予算の一定の割合を占める大学は、実際は大型特許を持つ少数例という指摘もある。「奈良先端科学技術大学院大学 AGIP21研究会／編『21世紀に向けての産官学連携戦略 —ネットワーク社会における科学と産業』化学工業日報社、1998年。
- 15) 国が設置者である現時点の国立大学等については、当然従来通りに国に帰属ということになる。この点は、国立大学の法人化動向が「産官学連携」の環であることを如実に示している。
- 16) 青木昌彦他 [2001]、74頁。
- 17) 桑原雅子『先端科学技術と高等教育』学陽書房、1994年、117頁。
- 18) 岡村達雄「独立行政法人化と大学支配の展開」（『変貌する大学シリーズⅡ 不思議の国の「大学改革」』巨大情報システムを考える会編）社会評論社、2000年、30頁。
- 19) 山根信洋「臨代審以降の大学再編過程が示すもの」（『現代思想』誌 特集大学改革）青土社、1999年6月。